

目次

告示

- 特定計量器の定期検査の実施（産業立地推進課）
- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）
- 家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜等の移動等の禁止（家畜防疫対策室）
- 国土調査の成果の認証（農村整備課）
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（大河原地方振興事務所）
- 土地改良区役員の就任の届出（仙台地方振興事務所）
- 土地改良区の定款変更の認可（北部地方振興事務所）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（東部地方振興事務所）

議会

- 宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表（議会事務局総務課）

人事委員会

- 人事委員会規則7—136（人事委員会による意見陳述の機会）の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

公安委員会

- 警備業法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施（警察本部生活安全企画課）

宮城県告示第 375 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 8 年 4 月 24 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域		検査受付時間	実施の場所
令和 8 年 6 月 2 日	加美町	宮崎・ 小野田	午前 10 時 30 分から正午まで	小野田福祉センター
同 6 月 3 日	加美町	中新田	午前 10 時 30 分から正午まで 午後 1 時から午後 2 時 30 分まで	中新田公民館
同 6 月 8 日	気仙沼市	気仙沼・ 階上・ 面瀬・松岩	午前 11 時から正午まで 午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	松岩公民館
同 6 月 9 日	気仙沼市	気仙沼・ 新月	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から午後 2 時 30 分まで	気仙沼市魚市場 A 棟 3 階（第 1 会議 室）
同 6 月 10 日	気仙沼市	唐桑	午前 10 時から正午まで	唐桑総合支所駐車 場
同 6 月 15 日	気仙沼市	気仙沼・ 鹿折・大島	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	気仙沼市水産研修 センター
同 6 月 16 日	気仙沼市	魚市場周辺	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から午後 3 時 30 分まで	気仙沼市水産研修 センター
同 6 月 17 日	気仙沼市	魚市場周辺	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から午後 2 時 30 分まで	気仙沼市水産研修 センター
同 6 月 22 日	気仙沼市	本吉	午前 11 時から正午まで 午後 1 時から午後 2 時 30 分まで	本吉総合支所 1 階
同 6 月 23 日	気仙沼市	本吉	午前 11 時から正午まで 午後 1 時から午後 2 時 30 分まで	本吉総合支所 1 階
同 6 月 29 日	美里町	小牛田	午前 10 時 30 分から正午まで 午後 1 時から午後 2 時まで	美里町役場本庁舎 裏倉庫
同 6 月 30 日	美里町	南郷	午前 10 時 30 分から正午まで 午後 1 時から午後 2 時まで	美里町役場南郷庁 舎東側車庫

宮城県告示第376号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 8 年 4 月 24 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要
別冊のとおり
- 2 認可年月日
令和 8 年 4 月 24 日

宮城県告示第377号

令和8年3月26日付け宮城県告示第206号で指定した家畜、又はその死体若しくは家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動、移入及び移出の禁止区域を令和8年4月9日付けで別図のとおり変更した。

令和8年4月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

(別図) 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う制限区域



宮城県告示第378号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

令和8年4月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 調査を行った者の名称
気仙沼市
- 2 調査を行った時期
令和元年度から令和2年度まで
- 3 成果の名称
気仙沼市の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
気仙沼市福美町、同滝の入、同町裏、同古町
- 5 認証年月日
令和8年4月15日

宮城県告示第379号

柴田町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年4月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 仙南広域都市計画道路
- (2) 名称 3・4・203号 新栄通線
3・4・215号 剣崎線
3・5・213号 中央線
3・5・214号 山手線

2 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、柴田郡村田町外一町澄川土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和8年4月24日

宮城県大河原地方振興事務所
所長 高橋 悟

1 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和8年3月26日	柴崎 武郎	柴田郡村田町大字関場字高木55番地	理事

2 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和8年2月10日	吉野 健市	柴田郡村田町大字沼辺字館5番地2	理事

宮城県告示第381号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、亶理土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和8年4月24日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 小嶋 淳 一

1 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役 職
令和8年4月4日	森 弘美	亶理郡山元町浅生原字上大沢58番地	理 事
令和8年4月4日	佐々木千賀子	亶理郡亶理町荒浜字水神69番地	理 事

宮城県告示第382号

涌谷町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年4月16日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月24日

宮城県北部地方振興事務所
所長 大町久志

宮城県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、登米市豊里町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和8年4月24日

宮城県東部地方振興事務所
所長 小谷野 聡

1 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職
令和8年4月17日	今野 守	登米市豊里町新田町104番地2	理事
令和8年4月17日	佐々木 金三	登米市豊里町横町50番地	理事
令和8年4月17日	加藤 政昭	登米市豊里町新田町24番地8	理事
令和8年4月17日	佐藤 健幸	登米市豊里町大柵1番地	理事
令和8年4月17日	須藤 徳衛	登米市豊里町外四番江53番地	理事
令和8年4月17日	佐藤 務	登米市豊里町十五貫140番地	理事
令和8年4月17日	今野 明美智	登米市豊里町白鳥43番地	理事
令和8年4月17日	佐藤 孝子	登米市豊里町浦軒85番地	理事
令和8年4月17日	佐々木 礼藏	登米市豊里町大沢谷岐50番地	監事
令和8年4月17日	佐藤 哲義	登米市豊里町新田町192番地	監事

2 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職
令和8年4月16日	今野 守	登米市豊里町新田町104番地2	理事
令和8年4月16日	佐々木 金三	登米市豊里町横町50番地	理事
令和8年4月16日	加藤 政昭	登米市豊里町新田町24番地8	理事
令和8年4月16日	佐藤 健幸	登米市豊里町大柵1番地	理事
令和8年4月16日	阿部 公	登米市豊里町二ツ屋237番地2	理事
令和8年4月16日	渡辺 重利	登米市豊里町竹ノ沢75番地	理事
令和8年4月16日	佐藤 寛	登米市豊里町大曲40番地	理事
令和8年4月16日	佐々木 礼藏	登米市豊里町大沢谷岐50番地	監事
令和8年4月16日	佐藤 哲義	登米市豊里町新田町192番地	監事

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成 11 年宮城県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 21 条の規定により、令和 7 年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 24 日

宮城県議会議長 佐 々 木 幸 士

令和 7 年度

1 公文書の開示請求の件数及び処理状況

受付件数	処 理 状 況						
	開 示	部 開 分 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	文 書 不 存 在	取 下 げ	処 理 中
7	3	4	1	0	4	0	0

（注）「存否応答拒否」とは、請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い、「文書不存在」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

2 審査請求の状況

(1) 件数及び処理状況

審査請求件数		処 理 状 況						
前年度からの繰越件数	当該年度中の新規請求件数	決 定				取 下 げ	審 理 中	そ の 他
		却 下	棄 却	認 容	一 部 認 容			
0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

審査請求年月日	件 名	処 理 状 況
	な し	

人事委員会規則 7—136（人事委員会による意見陳述の機会）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 24 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—136—2

人事委員会規則 7—136（人事委員会による意見陳述の機会）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮城県条例第70号）に基づき、人事委員会規則 7—136（人事委員会による意見陳述の機会）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（意見陳述の機会の通知）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>3 <u>前項の公示の方法による通知は、次の各号に掲げる事項及び人事委員会が意見陳述通知書（様式第1号）をいつでも当事者に交付する旨（以下この条において「公示事項」という。）を次項で定める方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を県庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を人事委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知が当事者に到達したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 当事者の氏名</u></p>	<p>（意見陳述の機会の通知）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、<u>意見陳述通知書（様式第2号）を県庁の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、</u><u>掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

(2) 意見陳述の機会の期日及び場所

(3) 意見陳述の機会に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

4 前項の方法は、人事委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（人事委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

（意見陳述の機会の期日等の変更）

第4条 前条第1項の通知を受けた当事者（同条第3項の規定により通知をしたものとみなされる者を含む。）は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、人事委員会に対し、意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2・3 [略]

（代理人）

第5条 [略]

2 [略]

3 当事者は、代理人を選任したときは、代理人資格証明書（様式第2号）及び委任状その他の委任することを証する書類を人事委員会に提出しなければならない。

（意見陳述の機会の期日等の変更）

第4条 前条第1項の通知を受けた当事者（同条第2項の規定により通知をしたものとみなされる者を含む。）は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、人事委員会に対し、意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2・3 [略]

（代理人）

第5条 [略]

2 [略]

3 当事者は、代理人を選任したときは、代理人資格証明書（様式第3号）及び委任状その他の委任することを証する書類を人事委員会に提出しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書（様式第3号）を人事委員会に届け出なければならない。

（参加人）

第6条 [略]

2 前項の規定により意見陳述の機会に関する手続に参加しようとする関係人は、当該意見陳述の機会の期日の4日前までに、参加人許可申請書（様式第4号）により主宰者に申請しなければならない。

3～6 [略]

（補佐人）

第10条 [略]

2 当事者又は参加人は、補佐人に、必要な補佐をさせようとするときは、当該意見陳述の機会の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書（様式第5号）により主宰者に申請しなければならない。ただし、第17条第2項の規定により通知された意見陳述の機会の期日に出頭させようとする補佐人であって、既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

3・4 [略]

（意見陳述の機会の期日における審理の公開）

第13条 人事委員会は、第11条第5項の規定により意見陳述の機会の期日における審理の公開を相当と認めたときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該意見陳述の機会の期日及び場所を公示しなければならない。

2 前項の公示は、不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、県庁の掲示場に掲示し、又は人事委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書（様式第4号）を人事委員会に届け出なければならない。

（参加人）

第6条 [略]

2 前項の規定により意見陳述の機会に関する手続に参加しようとする関係人は、当該意見陳述の機会の期日の4日前までに、参加人許可申請書（様式第5号）により主宰者に申請しなければならない。

3～6 [略]

（補佐人）

第10条 [略]

2 当事者又は参加人は、補佐人に、必要な補佐をさせようとするときは、当該意見陳述の機会の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書（様式第6号）により主宰者に申請しなければならない。ただし、第17条第2項の規定により通知された意見陳述の機会の期日に出頭させようとする補佐人であって、既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

3・4 [略]

（意見陳述の機会の期日における審理の公開）

第13条 人事委員会は、第11条第5項の規定により意見陳述の機会の期日における審理の公開を相当と認めたときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該意見陳述の機会の期日及び場所を県庁の掲示板に掲示しなければならない。

措置をとることによって行うものとする。

3 第3条第4項の規定は、前項の場合において、不特定多数の者が閲覧できる状態に置く方法について準用する。この場合において同条第4項中「公示事項」とあるのは「意見陳述の機会の期日及び場所」と読み替えるものとする。

(続行期日の指定)

第17条 [略]

2 [略]

3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同条第3項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

様式第1号（第3条関係）

(表)

意見陳述通知書 [略]

備考1 [略]

2 当事者にこの様式を交付するときは、様式第2号、様式第3号及び様式第5号を添付すること。

(裏)

意見陳述の機会に関する留意事項
1 [略]
2 あなたが意見陳述の機会の期日に出頭しない場合には、あなた

(続行期日の指定)

第17条 [略]

2 [略]

3 第3条第2項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第2項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

様式第1号（第3条関係）

(表)

意見陳述通知書 [略]

備考1 [略]

2 当事者にこの様式を交付するときは、様式第3号、様式第4号及び様式第6号を添付すること。

(裏)

意見陳述の機会に関する留意事項
1 [略]
2 あなたが意見陳述の機会の期日に出頭しない場合には、あなた

<p>に代わって代理人を意見陳述の機会の期日に出頭させて、意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができます。希望する場合には、<u>様式第2号</u>の代理人資格証明書と委任状その他の委任することを証する書類を宮城県人事委員会に提出してください。</p> <p>3 意見陳述の機会の期日において補佐人とともに出席しようとする場合には、意見陳述の期日の4日前までに、<u>様式第5号</u>の補佐人出頭許可申請書により、主宰者に申請してください。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>に代わって代理人を意見陳述の機会の期日に出頭させて、意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができます。希望する場合には、<u>様式第3号</u>の代理人資格証明書と委任状その他の委任することを証する書類を宮城県人事委員会に提出してください。</p> <p>3 意見陳述の機会の期日において補佐人とともに出席しようとする場合には、意見陳述の期日の4日前までに、<u>様式第6号</u>の補佐人出頭許可申請書により、主宰者に申請してください。</p> <p>4・5 [略]</p>
<p><u>様式第2号～様式第5号</u> [略]</p>	<p><u>様式第2号（第3条関係）</u> [略]</p> <p><u>様式第3号～様式第6号</u> [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の人事委員会規則7—136（人事委員会による意見陳述の機会）（以下「新規則」という。）第3条第2項から第4項（これらの規定を新規則第13条第3項及び第17条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）までの規定は、この規則の施行の日以後にする通知及び公示について適用し、同日前にした通知及び掲示については、なお従前の例による。

宮城県公安委員会告示第35号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年4月24日

宮城県公安委員会委員長 及川 雄介

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期間

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

(2) 実施期間

ア 新規取得講習

(ア) 第1回講習

令和8年6月9日（火）から同年6月18日（木）まで（土、日曜日を除く。）の8日間

(イ) 第2回講習

令和8年6月29日（月）から同年7月8日（水）まで（土、日曜日を除く。）の8日間

イ 追加取得講習

(ア) 第1回講習

令和8年6月12日（金）から同年6月17日（水）まで（土、日曜日を除く。）の4日間

(イ) 第2回講習

令和8年7月2日（木）から同年7月7日（火）まで（土、日曜日を除く。）の4日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

第1回講習及び第2回講習ともに新規取得講習及び追加取得講習合わせて40人。

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び

機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)ーア～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

ア 第1回講習

令和8年5月18日（月）から同年5月22日（金）までの5日間（5月18日から21日までは午前9時から午後4時まで、最終日は午後3時まで）

イ 第2回講習

令和8年6月8日（月）から同年6月12日（金）までの5日間（6月8日から11日までは午前9時から午後4時まで、最終日は午後3時まで）

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

ア 第1回講習

令和8年6月1日（月）から同年6月5日（金）までの5日間（午前9時から午後4時まで）

イ 第2回講習

令和8年6月22日（月）から同年6月26日（金）までの5日間（午前9時から午後4時まで）

(2) 申込書の提出先

ア 直接提出する場合

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

イ e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp>）を利用する方法により提出する場合

事前申込みの際に警察署を指定するので、申込受付期間内（初日は午前9時から、最終日は午後4時まで）に提出すること。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

(ア) 前記4-(1)-アに該当する者

最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記4-(1)-イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)-ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)-エに該当する者

旧 1 級検定の旧検定規則第 8 条の合格証の写し

(オ) 前記 4-(1)-オに該当する者

旧 2 級検定の旧検定規則第 8 条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

ア 手数料の納付方法

申込を行った警察署において、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第 2 条第 1 項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては47,000円、追加取得講習受講者にあつては23,000円の額を現金又はキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、コード決済）のいずれかの方法により申込を行った警察署で納付すること。

イ 手数料の納付期間

申請受付期間の午前 9 時から午後 4 時までとする。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢 1 丁目 4 番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課